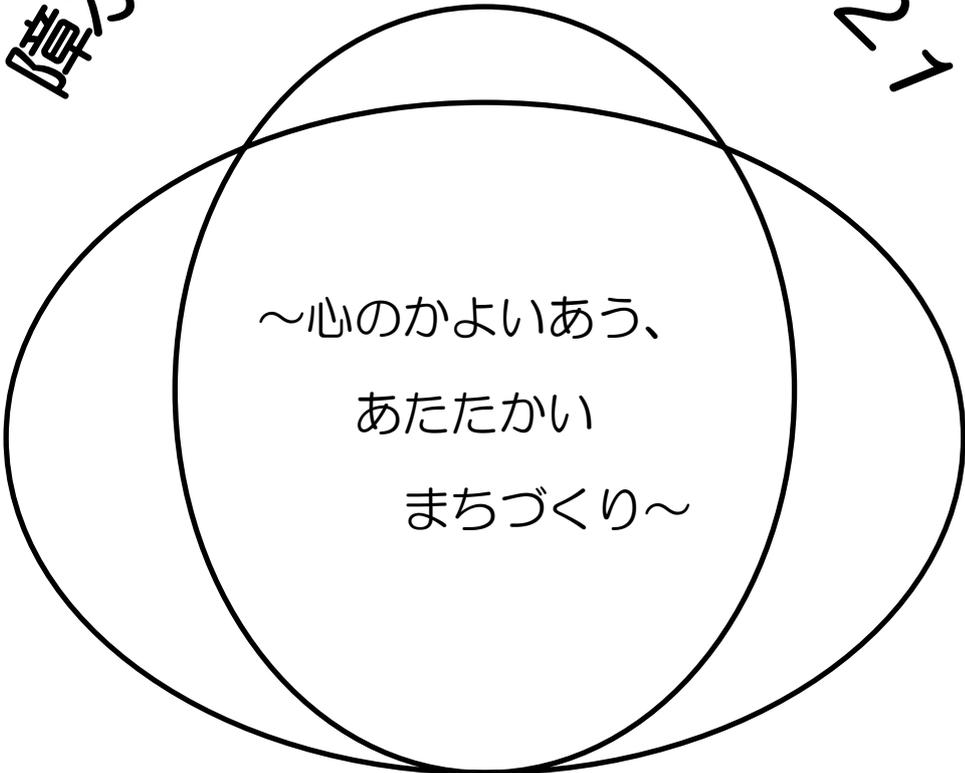


登別市障がい者福祉計画（素案）

平成25年度～平成26年度

障がい者”輝き”プラン21



～心のかよいあう、
あたたかい
まちづくり～

北海道登別市

目 次

I	登別市障がい者福祉計画策定の趣旨	
1	趣 旨	1
2	国・北海道の動向	2
II	計画の基本理念	3
III	計画の位置づけ・期間	
1	計画の位置づけ	3
2	計画の期間	3
IV	基本的な考え方	
1	地域における自立支援の充実	5
2	障がい種別による格差のない共通の支援体制	5
3	お互いを尊重し合えるまちづくり	5
V	当市の障がい者の状況	
1	身体障がい者の状況	6
2	知的障がい者の状況	7
3	精神障がい者の状況	8
VI	計画の体系	9
	第1章 障がいへの理解の促進	
	1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進	10
	2. ユニバーサルデザインの普及啓発	12
	第2章 生活支援の充実	
	1. 生活支援体制の整備	13
	2. 在宅支援の充実	14
	3. 施設による支援の充実	16
	4. ボランティア活動と育成の充実	17

第3章 保健・医療の充実	
1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）	19
2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）	21
3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）	22
4. 難病施策の充実	23
第4章 療育・教育の充実	
1. 療育・幼児教育の充実	24
2. 教育施策の充実	26
3. 福祉教育の推進	28
第5章 就労支援の充実	
1. 雇用の促進	30
2. 就労支援の充実	31
3. 福祉的就労への支援	32
第6章 社会参加の促進	
1. 社会参加の促進	33
2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	34
第7章 生活環境の整備	
1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進	36
2. 住宅・生活環境の整備	37
3. 道路・公園施設の整備	39
4. 移動・交通安全対策の充実	40
5. 防災・安全対策の充実	42
第8章 情報提供の充実	
1. 情報提供の充実	43
VII 推進体制	44
VIII 資料	
1. 登別市障がい福祉に関するアンケート調査について	45
2. 市内障害福祉サービス事業所	61
3. 市内障害児通所支援事業所	61
4. 用語の説明	62

I 登別市障がい者福祉計画策定の趣旨

1 趣 旨

市は、「完全参加と平等」をテーマとした昭和56年の「国際障害者年」を契機に、昭和57年に障がい者施策に関する初の長期計画である「障害者に関する長期行動計画」、平成3年に「障害者のまちづくり指針」、平成11年に障がい者施策を総合的に取り組むための「障害者福祉計画」を策定（平成18年に計画見直し）し、障がい者施策の基本的考え方である「障がいのある人もない人もお互いを尊重しあえる社会づくり」の普及や障がい者の社会参加への支援などを進めてまいりました。

この間、平成12年4月の少子高齢社会の進展に対応する介護保険制度や、平成15年10月の障がい者の自立した在宅支援を目指した支援費制度の導入、また、平成18年度には、これまで障がいごとに個々の法律により提供されていた障がい者支援がひとつの制度に統合された障害者自立支援法の施行、更に平成25年4月からは、制度の谷間のない支援や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を進めるため、これまでの障害者自立支援法に替わり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が施行されるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しております。

しかしながら、障がいの早期発見、療育、教育、就労訓練、雇用、在宅生活、権利擁護など個々の障がい者の自立を支援する取り組みや、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての人々が地域において、生き生きと自立した生活が送れるよう、地域住民が参加し、共に支える地域福祉の仕組みづくりなど、多くの課題があることから、この課題の解消に向けた取り組みが求められております。

このような社会情勢の変化を踏まえ、当市における障がい者施策を、総合的かつ計画的に推進するため、「登別市障がい者福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 国・北海道の動向

国は、「障害者基本計画」（平成15年度～24年度）において「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承するとともに、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、計画期間である10年間に講ずべき障がい者施策の基本的方針を定めました。

この間、障害者基本法の改正をはじめ、各種障がい者制度改革が進められてきたところですが、平成25年度から開始される新たな障害者基本計画は、これまでの計画期間から引き続く課題へ対応するため、障害者政策委員会の意見を踏まえた内容で策定されます。

北海道では、平成15年に策定した「北海道障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）の考え方を基本としながら、平成25年度に「第2期北海道障がい者基本計画」（平成25年度～平成34年度）を策定し、これまでの障がい者施策の変遷や、国が進めている「障害者の権利に関する条約」の締結などに向けた制度改革の動き、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」（以下「北海道障がい者条例」という。）の推進状況などを踏まえ、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を図ることとしております。

II 計画の基本理念

本計画は、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人が地域の中で、その個性と人格が尊重され、自立した生活が営めるよう、保健、福祉、医療、教育、労働、地域などの関連する分野が協働し、必要な支援を受け、生き生きと地域で生活できる社会を創ることを基本理念とします。

III 計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法で策定することとされている当市の障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

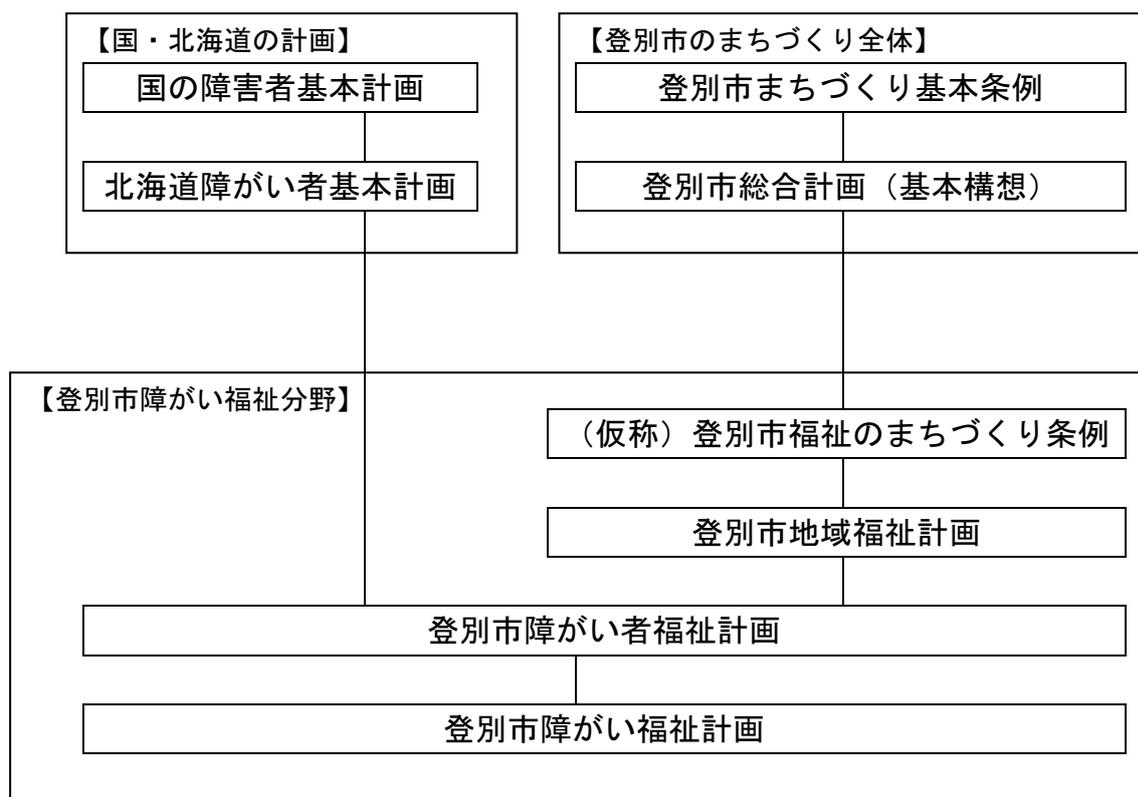
また、「登別市総合基本計画」（計画期間平成18年度～平成27年度）の「やさしさと共生するまち」及び、「登別市地域福祉計画」（計画期間平成25年度～平成27年度）の「やさしさに満ちたまちづくり」などの関連する分野を具現化する計画として位置づけます。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成26年度までの2年間とし、平成27年度以降については、平成23年度に障害者自立支援法に基づき、登別市の障害福祉サービスの必要見込み量などをまとめた「第3期登別市障がい福祉計画」（平成24年度～平成26年度）の計画期間終了に併せ、このふたつの計画を統合した新たな障がい（者）福祉計画の策定を予定しています。

なお、本計画期間である2年間に社会情勢や福祉環境などの変化により、新たな施策の取り組みや計画の見直しが必要となった場合には、平成27年度からの新しい計画への反映や現計画の見直しなど、柔軟に対応することとします。

【参考】計画の位置付け



【参考】計画の期間

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1期登別市地域福祉計画			第2期登別市地域福祉計画	
登別市障がい者福祉計画		次期「障がい（者）福祉計画（予定）」		
第3期登別市障がい福祉計画 ※				

※ 「第3期登別市障がい福祉計画」の計画期間は、平成24年度から26年度までの3年間です。

IV 基本的な考え方

1 地域における自立支援の充実

障がい者が住みなれた地域で生涯にわたり自立した生活を送れるよう、ライフステージに応じた支援が継続的に提供される環境の充実に努めます。

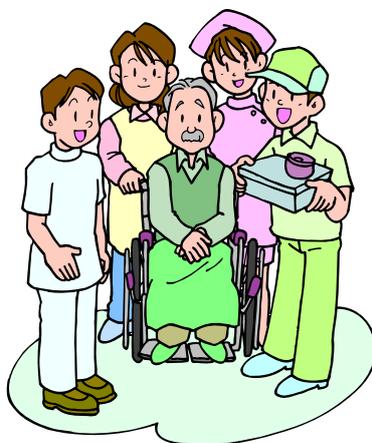
2 障がい種別による格差のない共通の支援体制

障害者基本法第2条において、「身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義されましたので、これまでの3障がいのほか、難病者等のその他心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を加え、それぞれ共通の視点で支援する体制の充実に努めます。

※社会的障壁 障害者基本法第2条第2号では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となりうるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とされています。

3 お互いを尊重し合えるまちづくり

障がいのある人もない人も地域の住民としてお互いを支えあい尊重しながら、安心して暮らすことのできるまちづくりに努めます。



V 当市の障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

(1) 身体障がい者の数

身体障害者手帳所持者は、平成19年度から平成23年度までの間で114名の減少となっています。

これは単純に身体障がい者が減少したわけではなく、平成22年度からこれまで死亡等により手帳の返還手続きがされていなかった方の台帳整理を実施したことや、人口の減少によるものと考えられます。人口に占める身体障害者手帳所持者の割合は平成14年度以降5%前後で推移しています。

(単位：人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
手帳所持者数	2,656	2,725	2,739	2,640	2,542
市の人口	52,905	52,572	52,199	51,892	51,474
人口割合(%)	5.02	5.18	5.25	5.09	4.94

※「手帳保持者数」は、各年度3月末の身体障害者手帳所持者人数。

※「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録数。

(2) 障がいの種類及び程度

障がいの種類別を平成23年度でみると、肢体不自由が1,576名(62.0%)で最も多く、次いで内部障がい618名(24.3%)、聴覚・平衡障がい186名(7.3%)、視覚障がい131名(5.2%)、音声・言語等障がい31名(1.2%)の順となっています。障がいの等級は、1級が733名(28.8%)で最も多く、次いで4級が659名(25.9%)、2級が415名(16.3%)、3級が407名(16.0%)、5級が180名(7.1%)、6級が148名(5.8%)の順となっており、重度の障がい者(障害等級1・2級)は、全体の45.2%を占めています。

(単位：人)

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
1級	49	4		268	412	733
2級	37	25		345	※8	415
3級	8	25	20	272	82	407
4級	8	54	11	470	116	659
5級	20	3		157		180
6級	9	75		64		148
合計	131	186	31	1,576	618	2,542

※斜線は、制度上障害等級がない箇所

※内部障がいの2級は、制度上では該当する等級がありませんが、他の障がいと重複すること、かつ内部障がいの等級が高い場合に総合等級2級とされる場合があります。

2 知的障がい者の状況

(1) 知的障がい者の数

療育手帳の所持者は、平成19年度から平成23年度までの間で18名の増加があります。人口に占める療育手帳所持者の割合は、平成18年度までは0.5%台でしたが、平成19年度以降は0.6%を超え人口に占める療育手帳所持者の割合は増加傾向にあります。

※本計画では、療育手帳所持者を「知的障がい者」としています。

(単位：人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
手帳所持者数	318	319	336	327	336
市の人口	52,905	52,572	52,199	51,892	51,474
人口割合(%)	0.60	0.61	0.64	0.63	0.65

※「手帳保持者数」は、各年度3月末の療育手帳所持者人数。

※「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録数。

(2) 知的障がいの程度

知的障がいの程度別を平成23年でみると、重度・最重度（A判定）が136名（40.5%）、軽度・中度（B判定）は200名（59.5%）となっています。

3 精神障がい者の状況

(1) 精神障がい者の数

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成19年度から平成23年度までの間で2名の減少となっておりますが、精神疾患と診断され入院・通院している方は414名の増加となっております。手帳所持者の減少の要因としては、手帳の有効期限（2年間）が失効し、継続手続きを取っていない方がいること等が考えられます。

人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は0.5%前後で推移していますが、精神障がい者数では3%前後となっております。

※「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」とされているので、本計画では精神障害者保健福祉手帳所持者だけでなく、精神疾患により入院・通院している方を含めて、「精神障がい者の数」としています。

精神障がい者の数 (単位：人)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
精神障がい者数	1,078	1,139	1,321	1,644	1,492
手帳所持者数	240	282	294	251	238
市の人口	52,905	52,572	52,199	51,892	51,474
人口割合 (障がい者数 %)	2.04	2.17	2.53	3.17	2.90
人口割合 (手帳所持者数 %)	0.45	0.54	0.56	0.48	0.46

※「精神障がい者数」は、各年度12月末時点で入院又は通院している人数の合計（手帳所持者含む）

※「手帳保持者数」は、各年度3月末の精神障害者保健福祉所持者人数。

※「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録数。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の等級

精神障害者保健福祉手帳の等級を平成23年度で見ると、1級が39人（16.4%）、2級が169人（71.0%）3級は30人（12.6%）となっております。

VI 計画の体系

- | | |
|----------------|---|
| 第1章 障がいへの理解の促進 | 1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進
2. ユニバーサルデザインの普及啓発 |
| 第2章 生活支援の充実 | 1. 生活支援体制の整備
2. 在宅支援の充実
3. 施設による支援の充実
4. ボランティア活動と育成の充実 |
| 第3章 保健・医療の充実 | 1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）
2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）
3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）
4. 難病施策の充実 |
| 第4章 療育・教育の充実 | 1. 療育・幼児教育の充実
2. 教育施策の充実
3. 福祉教育の推進 |
| 第5章 就労支援の充実 | 1. 雇用の促進
2. 就労支援の充実
3. 福祉的就労への支援 |
| 第6章 社会参加の促進 | 1. 社会参加の促進
2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進 |
| 第7章 生活環境の整備 | 1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進
2. 住宅・生活環境の整備
3. 道路・公園施設の整備
4. 移動・交通安全対策の充実
5. 防災・安全対策の充実 |
| 第8章 情報提供の充実 | 1. 情報提供の充実 |

※ 文中に（障害福祉G）などの表記がありますが「G」は、グループの略です。

※ 文中の「障がい者」には、「障がい児」も含んでいます。なお、障がい児に特化した事項は、「障がい児」と表記しています。

第1章 障がいへの理解の促進

1. 障がいへの理解と福祉のまちづくりの推進

◇ 現状と課題

「登別市地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」という。）の「やさしさに満ちたまちづくり」の基本的な考え方に、「地域福祉では、個性や価値観を認め合う住民相互の連帯が必要です。」とされています。

障がい者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がい者の人格と個性が尊重され、地域の中で自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要です。

しかしながら、障がい者を取り巻く社会環境は、依然として誤解や偏見、無関心、行動の妨げになる施設の構造、就労や社会参加の機会が少ない、情報の収集や発信の手段が限られているなどの課題があり、これを解消し、障がい者の自立と社会参加を推進する必要があります。

市では、これまでも関係機関と連携を図りながら、広報のぼりべつ等による啓発をはじめ、障がい者や関係団体が市民と交流する「ふれあいフェスティバル」「障害者週間行事」などの各種行事を支援してきましたが、さらに「登別市障害者福祉関係団体連絡協議会」（以下「障団連」という。）などの障がい者団体との連携を深め、市民が障がいに対する理解を深め共に生きる心をもてるように様々な機会をとらえて、啓発や交流活動を推進する必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がいのある人もない人も全ての市民が、相互に理解を深めるための啓発や交流を促進します。

●目標 1：障がいへの理解の促進（人事・行政管理 G、障害福祉 G）

障がい者の人格と個性が尊重され、障がいのある人もない人も誰もが安心して生活できる地域社会を推進するとともに、障がいに対する誤解や偏見をなくすため、市民に対する正しい知識の啓発普及を行います。

また、研修会等により市職員の障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図ります。

- ・「広報のぼりべつ」等による啓発
- ・心の障壁の除去（ハートバリアフリー）をめざす啓発活動や研修会の実施

●目標 2：福祉のまちづくりの推進（社会福祉 G）

市民誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合いながら、住み慣れた地域で安全かつ健やかに自立した生活を送れる社会を実現していくことが、私たち市民の願いです。「地域全体の支えあいによる福祉（地域福祉）」を実践していくために、自助（市民一人ひとりの努力）・共助（地域ぐるみでの支えあい）・公助（公的制度の利用）に基づく役割分担を踏まえ、福祉のまちづくりを推進します。

- ・「（仮称）登別市福祉のまちづくり条例」の理念に基づく行動指針である「地域福祉計画」により「^{ぬく}温もり」を合言葉に、市民一人ひとりが地域の課題に主体的に取り組み、支えあいの担い手として参加・参画していく協働のまちづくりによって、心の通い合った温もりある地域社会の実現を目指します。

●目標 3：障がいに関する行事の実施と啓発（障害福祉 G）

「ふれあいフェスティバル」や「障害者週間」などの行事を障団連や関係機関との連携で継続的に実施、啓発することにより、障がいに関する市民の理解の向上を図ります。

- ・ふれあいフェスティバルの実施
- ・障害者週間事業の実施

※ 障害者週間は障害者基本法により 12月3日から9日とされていますが、登別市では、障団連の主催によりこの期間の前後に実施しています。

2. ユニバーサルデザインの普及啓発

◇ 現状と課題

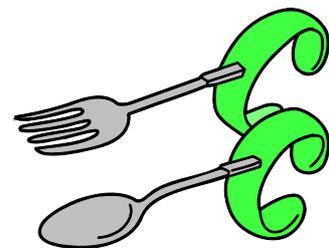
障がい者が住みなれた地域で安心して暮らせるために、バリアフリー化された建物はもとより、日常的に使用する食器類や洗面用具などについても使いやすいデザインの製品や、誰にでも同じサービスが提供されることが必要とされています。

このため、「できるだけ多くの人々が利用可能な製品、建物、空間をデザインする」というユニバーサルデザインの考えかたと製品などを普及啓発することが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者だけでなく全ての市民にとって有効なユニバーサルデザインの考えかたや製品などを普及するために、事業者への啓発に努めます。

●目標1 事業者や市民に対し、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。



第2章 生活支援の充実

1. 生活支援体制の整備

◇ 現状と課題

障がい者が自立した生活を営むために、国・地方自治体・地域におけるさまざまな支援体制が必要です。特に、施設入所や長期入院している障がい者が地域に移り住むための支援体制は、重要な課題となっています。

障がい者は心身の状態により、食事、排泄、入浴、服薬、外出等さまざまな生活支援を必要としますが、障がい者の在宅生活は、高齢化などさまざまな困難を抱える家族が支えている状況にあります。このため、地域全体で障がい者や家族を支援する体制の充実が課題となっています。

この課題を解消するために、市、障がい者団体、登別市社会福祉協議会、福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの機能に応じて役割を分担し、地域で障がい者の生活を支えることができる体制の充実が必要です。

また、障がい者の権利擁護の促進を図るとともに、障がい者虐待に速やかに対応する障がい者虐待防止センター機能の充実を図る必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がい者の自立した生活を支える体制の整備と充実に努めます。

●目標1：相談支援体制の充実（障害福祉G）

障がい者が安心して相談できる体制の充実に努めます。

- ・ 障がい者の総合的な相談に応ずる基幹相談支援センターの設置
- ・ 発達障がいに係る相談体制の整備
- ・ 相談窓口の周知と利用の促進
- ・ 権利擁護の促進と障がい者に対する虐待防止方策
- ・ 相談員の養成と専門機関との連携強化

●目標2：地域福祉推進体制の充実（社会福祉G）

地域福祉計画に基づき、地域住民、ボランティア、民生委員児童委員、登別市社会福祉協議会等と協働し、地域福祉推進体制の充実に努めます。

また、地域において孤立する可能性のある一人暮らしの障がい者や高齢者などを地域ぐるみで見守る仕組みを構築し、推進します。

2. 在宅支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活をおくるためには、障がいに応じた支援体制の充実が必要とされています。

在宅支援体制は、障がいの特性に配慮し、生涯を通じてその時々に応じた支援を一貫して行えることが必要とされますが、この体制の充実が課題となっています。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活をおくることができるよう、障がいの特性や障がい者等のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供が必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう、在宅支援の充実に努めます。

●目標1：在宅支援事業の充実（障害福祉G）

居宅介護等の「居住系サービス」は、障害者総合支援法に基づく体制の充実に努めながら実施します。

- ・ 障害者総合支援法による在宅支援の充実（介護・訓練・医療・補装具給付）
- ・ 地域生活支援事業の充実（地域活動支援センター・移動支援・コミュニケーション支援・日常生活用具・相談支援事業、成年後見制度等）
- ・ 在宅障がい児の入浴サービスの提供体制の整備

●目標2：居場所づくり（障害福祉G）

障がい者や障がい児の保護者が交流を図ることができるサロンなどの居場所づくりに努めます。

●目標 3：障がい児療育事業の充実（障害福祉 G）

登別市児童デイサービスセンターのぞみ園（以下「のぞみ園」という。）の療育機能を強化し、障がい児等の保護者からの相談、関係機関との連携強化、児童の心身の状況に応じたケースマネジメントなど、幼児期から学齢終了時までの一貫した療育体制の強化に努めます。

●目標 4：保育所等の障がい児受入体制の充実（子育て G）

保育所、私立幼稚園における障がい児の受け入れ体制の拡充に努めます。

●目標 5：福祉用具の給付等（障害福祉 G）

障がい者の自立生活を支援するために、身体的機能を補い、身辺の処理や移動などの日常生活を容易にする補装具、生活用具の給付等を行います。



3. 施設による支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者が地域で自立した生活をおくるためには、機能を回復するための施設、人との交流を訓練する施設、職の技術を身につけるための施設、共同生活をする施設など生涯を通じて様々な施設を必要とします。また、地域で生活することが困難な障がい者や、生活訓練や作業訓練等行う障がい者のために、広域的な利用を目的として整備された入所施設が必要とされています。

市内には、就労支援事業所がこの数年間で4ヶ所開設されましたが、施設入所している障がい者が、地域生活への移行を希望しても障がい者の受け入れや地域で自立した生活をおくるために必要な生活介護やショートステイ、日中一時支援、グループホームなどのサービス体制の整備や充実が課題となっています。

◆ 施策の基本的方向

障がいに応じた施設整備を、既存施設の活用等を視野に入れながら、市や関係団体等と連携しながら充実に努めます。

●目標1：障がい者の日中活動系サービスの整備（障害福祉G）

在宅生活を支援する生活介護施設等は、民間活力を活用しながら充実に努めます。

- ・身体障がい者が通所しながらリハビリ等を受けられる生活介護事業所の誘致
- ・就労支援事業所の授産作業への支援

●目標2：生活の場の確保（障害福祉G）

障がい者の生活の場として、関係団体と連携しながら既存建物の活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。

- ・グループホーム、ケアホームの設置

●目標3：福祉施設における地域住民等との交流（障害福祉G）

福祉施設と地域の結びつきを緊密なものとするため、地域住民等との活発な交流を促進します。

- ・市役所等での就労支援事業所の授産製品の販売スペースの提供
- ・市内の各種イベントへの就労支援事業所の出店等の支援
- ・共生型施設における地域住民等との交流

4. ボランティアの育成と活動の充実

◇ 現状と課題

現在、多くの個人や団体がボランティア活動を行い、地域福祉の担い手として活躍されています。

登別市社会福祉協議会が運営するボランティアセンターでは、ボランティア情報の収集・発信、ボランティア活動のコーディネート、ボランティアに関する教育・研修・情報交換の場の提供などを行い、若年者から高齢者に至るまで、ボランティアの輪を広げる活動を行っています。

障がい者に対する主なボランティア活動としては、外出支援、手話・朗読・点訳の情報伝達支援等があります。これら障がい者への支援に関する活動を広めていくためには、地域住民に対する障がい者への理解と関心を高める取り組みとあわせて、市民が主体的にボランティア活動に参加できる環境づくりが必要です。

◆ 施策の基本的方向

地域福祉の担い手である市民による主体的なボランティア活動が障がい者の自立を支えていることを踏まえ、積極的にボランティア活動が展開されるよう環境づくりに努めます。

●目標1：ボランティア活動等の充実（社会福祉G、障害福祉G）

地域におけるボランティア活動の推進を図るため、ボランティアに関する研修・体験事業を行っているボランティアセンターと連携し、ボランティアの育成に努めます。

また、障がい者団体やボランティア団体等との協力により、様々なニーズに対応できるボランティア活動の充実に努めます。

- ・点訳、音訳ボランティアなどの育成
- ・障がい者、家族によるボランティア育成

●目標２：ボランティア情報の提供（社会福祉G）

ボランティア活動に関する情報を市民に提供し、ボランティア活動の一層の振興に努めます。

- ・「ホームページ」、「広報のぼりべつ」を活用したボランティア活動の情報発信
- ・関係団体等との連携によるボランティア情報の発信

第3章 保健・医療の充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防（一次予防）

◇ 現状と課題

市では、市民の健康の保持増進のため、生涯を通し、障がいの要因となりうる疾病の早期発見・早期治療及び早期療育に努めております。

妊娠期における飲酒、喫煙、薬物などによる胎児への悪影響や規則正しい生活習慣の相談や啓発などを行なうとともに、母子保健事業の充実など疾病や障がいの早期発見と早期療育に向けて、引き続き一層の推進が求められます。

また、成人の健康診査、健康相談、健康教室など中高年者を対象にした各種保健事業を行って生活習慣病の早期発見、早期治療のための取り組みを進めていますが、生活習慣病などの疾病が原因で障がいをもつ人が増加していることから、健康の維持管理、増進についての啓発活動の充実が求められます。

さらに、こころの健康、うつ病をはじめとする精神疾患などが関係した自殺予防に対する相談・支援体制の推進が必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がいの原因となる疾病等の予防のために、健康相談、保健指導、健康意識の啓発に努めるとともに、各種保健事業の推進に努めます。

●目標1：母子保健の充実（健康推進G）

新生児訪問や妊産婦、乳幼児に対する保健指導や健診等の充実に努めるとともに母子保健事業の体制整備を推進します。

●目標2：成人及び老人保健の充実（健康推進G、国民健康保険G）

生活習慣病を予防するとともに、健康の維持管理、増進を図るため健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等の保健事業の充実に努めるとともに、市民が利用しやすい健診の受診環境づくりを推進します。

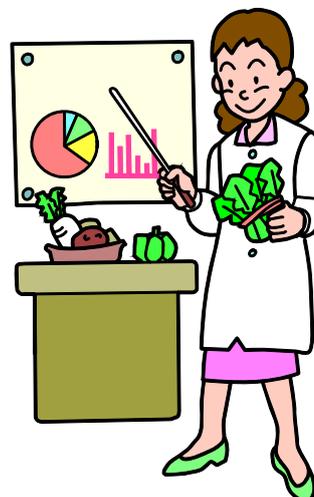
●目標 3：健康づくり事業の推進（健康推進 G）

市民自らの健康意識の高揚を図るとともに主体的な健康づくりの実践を支援するため、「健康のぼりべつ 21」に基づく健康づくり事業の推進に努めます。

- ・「健康のぼりべつ 21」に基づく事業の推進
- ・食生活改善推進員協議会との連携と啓発事業の推進

●目標 4：精神保健事業の周知及び利用の促進（障害福祉 G、健康推進 G）

北海道胆振総合振興局と連携し、うつ病や自殺予防に関する知識の普及啓発を推進するとともに、うつ病をはじめとする精神疾患などが関係した自殺予防に関する相談支援の充実に努めます。



2. 障がいの早期発見・早期治療（二次予防）

◇ 現状と課題

障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障がいの軽減や重度化を防ぐことが可能です。

このためには、妊産婦、乳幼児から高齢者まで定期的に健康診査を受けることが大切です。

乳幼児においては、心身の障がいや疾病を早期発見するとともに健康の保持増進を図るため、乳幼児健康診査の受診勧奨と、事後指導の充実に努めています。

また、健診等で障がいが発見された場合は、関係機関と連携をとりながら適切な療育に結び付けています。

生活習慣病の予防では、正しい食生活や適度な運動等を取り入れた生活習慣が大切であり、健康管理の啓発活動を推進するとともに、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、早期発見・早期治療に結び付ける事が大切です。

◆ 施策の基本的方向

障がいや疾病の早期発見・早期治療のため、各種健康診査・検診の受診を勧奨し、事後指導の充実に努めます。

●目標 1：早期発見・早期治療体制の充実（健康推進 G）

乳幼児期の障がいの発生と疾病予防のため、母子保健法による乳幼児健診・健康相談等の母子保健事業体制をより一層充実し、早期発見・早期治療に努めます。

●目標 2：障がい児の療育体制の充実（障害福祉 G）

障がい児の早期発見、各種相談、情報提供、関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。

●目標 3：特定健康診査などの推進（健康推進 G、国民健康保険 G）

生活習慣病を予防するため、特定健康診査などの受診を勧奨し、受診結果において生活習慣の改善が必要な方には保健指導を実施します。また、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。

3. 適切な保健・医療の充実（三次予防）

◇ 現状と課題

障がい者に関する医療については、一般的な医療に加えて障がいそのものの軽減・除去を図るための医療制度や医療費助成制度があり、これらの制度は、障がいの発生予防をはじめ、障がいの軽減・除去、健康の保持・増進に極めて大きな役割を果たしています。

また、近年の医療技術の進歩により、従来、入院あるいは通院によってしか受けられなかった医療を、在宅でも受けられるようになってきたことから、保健・医療・福祉が有機的な連携を図り、在宅での生活を支援していくことが大切です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者の機能低下を防ぐため、障害福祉サービスや医療費軽減のため公費負担制度の周知に努めます。

●目標 1：医療費等に関する制度の周知（障害福祉 G、国民健康保険 G、年金・長寿医療 G）

自立支援医療、進行性筋萎縮症者療養等給付事業等の給付制度及び重度心身障害者医療費助成制度等の周知に努めます。

●目標 2：障害福祉サービスの周知と利用の促進（障害福祉 G）

在宅療養者の身体機能の維持向上を図るため、障害福祉サービスの周知と利用の促進に努めます。

4. 難病施策の充実

◇ 現状と課題

「難病」は医学的に明確に定義された病気の名称ではありませんが、昭和47年に当時の厚生省の難病対策要綱において、「(1)原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されています。

障害者総合支援法においても、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、これを障害福祉サービスの対象とし、患者及びその家族の生活の質（QOL）の向上や、家族の介護負担の軽減等を図ることとしています。

難病への対策は、今後も北海道が地域における難病患者に対する相談、保健指導、医療給付等を行っていきますが、当市としても北海道と連携をとりながら、各種相談・情報提供等を行い、難病患者やその家族への支援を図ります。

◆ 施策の基本的方向

難病患者やその家族に対し必要な情報を提供するとともに、在宅福祉サービスの提供に努めます。

●目標1：障害福祉サービス制度の周知（障害福祉G）

難病患者やその家族の介護負担を軽減するため、障害者総合支援法に基づく、難病患者等の障害福祉サービス制度の利用周知に努めます。

●目標2：助言指導体制の充実（障害福祉G）

北海道胆振総合振興局と連携を図りながら難病患者やその家族に対し、保健・医療・福祉情報等を提供するとともに、助言指導等の体制の充実に努めます。

※「厚生労働大臣が定める程度である者」については、現在のところ「難治性疾患克服研究事業」の対象としている130疾患と関節リウマチが対象となっています。

第4章 療育・教育の充実

1. 療育・幼児教育の充実

◇ 現状と課題

障がい児の心身の育成は、できるだけ早期に、特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加につながります。

このため、健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、障がいの程度に応じ適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要であります。

療育は視覚、聴覚・言語、肢体不自由、知的障がい等の障がいに応じた施設が必要であり、本市においては、障害児通所支援事業所の「のぞみ園」において障がい児の機能訓練と療育指導を行っており、保育所においては、受け入れ可能な障がい児等に対するの保育、ことばに障がいのある幼児については、言語障害通級指導教室（ことばの教室）を開設し、心身の発達に応じた言語の指導を行っています。

また、子どもの進路に対する悩みや不安がある保護者には、悩みなどを軽減するために専門的な相談窓口において適切なアドバイスが必要となっています。

障がい児に係る相談は、市の保健福祉部門、教育委員会、児童相談所等で行っています。

相談窓口が障がい児の進路を決めていく上で重要な役割を担っていることから、各関係機関との連携を密にして相談体制の一層の充実を図ることが重要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい児一人ひとりの特性に応じた効果的な療育に努めるため、療育施設及び専門職員の充実に努めます。

●目標1：療育担当者会議の充実（障害福祉Gのぞみ園）

障がい児の早期発見、早期治療等を関係者の密接な関係のもとに、総合的かつ効果的に推進します。

●目標 2 : 障がい児の療育体制の充実（再掲）（障害福祉 G）

障がい児の早期発見、各種相談、情報提供、関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めます。

●目標 3 : 言語障害通級指導教室における指導の充実（学校教育 G）

幼児・児童のことばの遅れ等に対する指導の充実に努めます。

●目標 4 : 職員の資質の向上（障害福祉 G、子育て G）

療育・幼児教育の関係施設との情報交換の場の設定や、研修会の開催などにより、職員の資質の向上に努めます。

●目標 5 : のぞみ園の療育機能強化（障害福祉 G）

増加傾向にある利用児への適切な療育サービスを提供するために、安定した人員体制と、障がい児個々の状況に幅広く対応できる専門性をもった職員の配置を可能にし、のぞみ園の療育サービスの更なる質の向上が図れるよう、民間委託もひとつの選択肢として、のぞみ園の将来運営について検討します。

2. 教育施策の充実

◇ 現状と課題

障がい児に対して、早期から適切な教育的対応を行うことは、望ましい成長発達を図る上で極めて重要です。

障がいがあることにより、小中学校の普通学級における教育を受けることが困難であったり、普通学級における教育だけでは、その能力を十分に伸ばすことが困難な児童・生徒については、その能力を最大限にのばし、社会的な自立及び参加を可能とするため、障がいの種類、程度等に応じ、より手厚く、きめ細かな教育が受けられるよう、盲学校、聾学校、養護学校、小中学校の特別支援学級又は通級により教育・指導を行っています。

登別市教育委員会では教育相談を通じて保護者の疑問に答え、その不安を解消するとともに就学时健康診断等の結果に基づき、本人の障がいの状況、保護者の希望、通学に伴う条件を十分に考慮して適切な就学指導を行っています。

このような就学指導を適切に進めていくため、教育委員会では医師、教職員、児童福祉関係職員等、専門家からなる就学指導委員会を設置しています。

今後も、関係機関との連携を深めるなど、就学指導の充実を図っていく必要があります。

また、近年障がいの程度の重度・重複化が一層進んでいる状況にあり、これまで以上に障がい児一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を進めることが強く望まれています。

学校施設においては、障がい児がその障がいの程度に応じ、学校生活に支障のないようスロープ、手すり、トイレ等の整備を図る必要があります。

学校外での生活体験や社会体験は、主体的に判断し行動できる能力を身につけるとともに様々な人との交流の機会があり、相互の理解を養うことができます。

このために、地域における学習機会の充実・確保や関連施設の整備を進め、学習しやすい環境に配慮する必要があります。

義務教育を終えた生徒の進路については、次のライフステージへ円滑に移行できるように、関係機関との一層の連携が必要です。

◆ 施策の基本的方向

校内委員会の設置やコーディネーターの指名、個別支援計画の作成等、一人ひとりの教育的ニーズの応じた指導を進めます。また、特別支援学校、児童相談所等の各関連機関、関係団体との連携を図り、特別支援教育の充実に努めます。

●目標 1：相談・指導の充実（学校教育G）

特別な支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、本人、保護者と十分協議しながら適切な支援を進めます。

●目標 2：校内体制の整備（学校教育G）

校内委員会を開催し、交流及び共同学習の進め方や障がいのある児童生徒への理解を深め指導を一層充実させるための体制作りに努めます。

●目標 3：特別支援教育の充実（学校教育G）

コーディネーターの資質向上と各学校の取り組みの情報交換などの研修や、介助員、特別支援学習支援補助員などの適正配置を進め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実に努めます。

●目標 4：学校施設の整備充実（教育委員会総務G）

学校の玄関、トイレの改善やスロープ、手すりの設置など障がい児に配慮した施設整備に努めます。

3. 福祉教育の推進

◇ 現状と課題

地域や学校における日常生活の中で、障がい者とふれあう機会をもち、障がい者の問題を自分のこととしてとらえ、適切な行動がとれるようにするためには、幼少期からの体験を通じた活動が大切です。

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じて、各教科をはじめ、特別活動、道徳、総合的な学習の時間等、全教育活動を通じて福祉についての理解を深める指導を行い、人間愛の精神、福祉の心、社会奉仕の精神などの育成に努めています。

また、ボランティア活動をはじめ障がい者との継続的な交流は、豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、さらに障がいや障がい者への理解を深めるうえでも大切なことです。

このため、登別市社会福祉協議会では、小中学校における「総合的な学習の時間」の支援や出前講座やボランティア体験事業などを実施しています。

今後は、児童生徒のボランティア活動の機会を拡充するとともに、交流教育を進め、福祉教育の一層の理解と促進を図っていく必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がいのある児童生徒とない児童生徒が日常的な交流や共同体験を通じてお互いに理解を深め、共に豊かな人間性をはぐくめるよう福祉教育を推進します。

●目標 1：福祉教育の推進（社会福祉G）

福祉出前講座などにより児童生徒の福祉教育に努めます。

- ・障がい者自らの出前講座

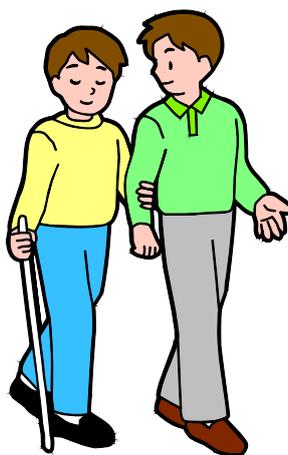


●目標２：体験学習によるボランティアの実践（学校教育G、社会福祉G）

子どもの頃からの地域の福祉活動への参加や福祉施設への訪問などを通して、ボランティア活動の機会の拡充に努めます。

●目標３：交流教育の推進（学校教育G）

障がいや障がい者に対する正しい理解と思いやりの大切さを学ぶ交流教育の推進に努めます。



第5章 就労支援の充実

1. 雇用の促進

◇ 現状と課題

障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り就労することは、自立した生活をするうえで極めて大切なことです。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、これまでも事業者に対して、その雇用する労働者数に占める障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるように義務づけられており、平成25年4月1日からは、労働者数50名以上規模の民間企業は、2.0%以上（従前は労働者数56人以上で1.8%）の障がい者を雇用するよう、また、常勤職員48名以上の地方公共団体では、2.3%以上（従前は2.1%）の法定雇用率を守る義務を課せられています。

障がい者雇用の促進については、法律等に基づき、障がい者に対する職業訓練や事業主に対する助成、職場定着までの相談等様々な施策が国や北海道等において行われていますが、長引く景気低迷などから、障がい者の就労の場の確保は依然厳しい状況にあります。福祉的就労の底上げや、就労事業所から一般就労への移行促進などに取り組むことが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者雇用の促進するため、啓発活動を推進するとともに各種助成制度等の周知や、事業主の理解と協力のもと、就労訓練の場の確保に努めます。

●目標1：ハローワークむろらんと連携（商工労政G）

ハローワークむろらんの主催する障がい者雇用に関する事業に協力するとともに、各種助成制度等の周知に努めます。

●目標2：啓発活動の推進（商工労政G）

障がい者の雇用について、関係機関と連携を図りながら事業主に対し障がい者雇用の啓発活動を行い、一層の理解と協力が得られるよう努めます。

●目標3：北海道障害者職業能力開発校の周知・啓発（障害福祉G）

障がいのある方々に対し、障害者職業能力開発校の入校案内など一層の周知・啓発に努めます。

2. 就労支援の充実

◇ 現状と課題

障がい者の就労が円滑に行われるためには、就労への支援策等を講じることが重要です。

このため、自動車運転免許の取得や自動車改造に要する費用の助成や技能を習得するための更生資金等の貸付制度があります。これらの制度の活用を通して一人でも多くの障がい者が就労へ結びつくよう、制度の周知や就労相談支援体制の充実を図っていくことが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が就労の機会を得ることができるよう、各種助成制度や貸付制度の周知や就労相談支援体制の充実に努めます。

●目標 1：就労への相談支援体制の充実（障害福祉G）

障害者就業・生活支援センターと連携し、障がい者の就労及び事業主の障がい者雇用についての相談窓口を設け、障がい者の一般就労や事業主の障がい者雇用を支援します。また、「登別市総合相談支援センターen」でも就労相談も含めた相談支援体制を充実させます。

●目標 2：障害者自動車運転免許取得費補助（障害福祉G）

障がい者が、自立更生のため自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。

●目標 3：重度身体障害者自動車改造費補助（障害福祉G）

重度の肢体不自由者が就労等に伴い、自動車を改造する費用の一部を助成します。

●目標 4：生活福祉資金（社会福祉G）

障がい者に対して生業費、技能習得費、自動車運転免許取得費、自動車の購入時に要する経費の貸付を行います。申請窓口は、登別市社会福祉協議会です。

3. 福祉的就労への支援

◇ 現状と課題

就職を希望する障がい者については、一般社会への適応や自立促進などを図る就労移行支援や、一般就労が困難な障がい者に働く場を提供する就労継続支援などのサービスを提供する必要があります。

◆ 施策の基本的方向

一般就労に就くことが困難な障がい者に、働く場を提供する施設の充実を図るとともに、事業所の運営の支援に努めます。また、福祉的就労による就労訓練により一般就労が期待できる方に対する就労支援を行います。

●目標 1：就労支援事業所の充実（障害福祉 G）

就労の場の確保が困難な障がい者の生活の安定と労働意欲の助長に向けて、就労継続支援事業所や、一般就労を目指す障がい者の一般社会への適応訓練などを行う就労移行支援事業所を充実させ、障がい者が通所しやすい事業所運営を支援します。

●目標 2：授産製品の販売支援（障害福祉 G、商工労政 G）

就労支援事業所の授産製品の販売スペースの提供やイベント等への出店支援、商品購入などにより事業所を支援します。



第6章 社会参加の促進

1. 社会参加の促進

◇ 現状と課題

市には、障がい種別ごとに障がい者やその家族等が中心となって組織されている障がい者団体が、社会参加を目的とした自主的な福祉活動や各種事業等を実施しており、市が行う障がい者の支援を目的とする事業においても、障がい者団体や支援団体の参加、協力が重要な役割を果たしています。

今後も障がい者団体や支援団体との連携を深めながら各種事業の推進により障がい者の社会参加を図るとともに、障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援するなど、障がい者団体の育成と活性化を図ることも必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がい者団体と連携を図りながら自主的な社会参加活動を支援し、団体の育成と組織の活性化に努めます。

●目標1：障がい者の社会参加の推進（障害福祉G）

障がい者団体と連携を図りながら意見交換の機会を拡大し、障がい者の社会参加の推進に努めます。

- ・市、登別市社会福祉協議会、ボランティア団体と障団連との定期的な懇談

●目標2：交流事業の促進（障害福祉G）

障がい者及び障がい者の家族が様々な情報や意見交換の機会を持つとともに、自主的な交流事業が行われるよう障がい者団体を支援します。

- ・障がい者(児)の交流の場の確保
- ・情報の窓口を設置し、必要に応じ障がい者団体やボランティアセンターに紹介します。

●目標3：障がい者団体の会員増への支援（障害福祉G）

新たに障害者手帳を取得した方などに、障がい者団体の活動内容などを周知し、会員の加入促進を支援します。



2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

◇ 現状と課題

障がい者スポーツの役割は、障がい者の体力の維持、増進、残存能力の向上や、障がい者に対する理解を促すものとして行われてきています。

特に、スポーツはリハビリテーションの重要な方法として位置付けられ、身体的にも、精神的にも、社会的にも優れた効果があるとされています。

レクリエーションは、スポーツ、学習、文化、芸術活動など幅広いものとなっています。

障がい者が行うレクリエーション活動の多くは、他の人との関係の中で初めて充実した活動になっていくものです。

このため、障がいのある人もない人も変わることがなく、対等であるという意識の啓発・環境整備が必要になっています。

今後においても、障がい者がそれぞれの障がいに応じたスポーツやレクリエーションに親しめるように、指導員の養成や組織づくりなど障がい者スポーツや障がい者向けレクリエーションの普及、促進を図るための基盤整備を行うとともに、地域で気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができるように、参加する機会の拡充を図る必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の整備を図るとともに、参加する機会の拡充に努めます。

●目標 1：障がい者スポーツ大会の開催の支援（障害福祉G）

障がい者スポーツ大会の開催を支援するなど、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。



●目標 2：指導員の養成及び施設の整備改善（障害福祉 G、社会教育 G）

障がい者が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、登別市体育協会や市内の N P O 法人などの協力を得ながら、障がい者スポーツ指導員を養成するとともに、スポーツ施設の整備改善に努めます。

●目標 3：レクリエーション・文化活動の推進（社会教育 G、障害福祉 G）

レクリエーションや文化活動を関係団体と連携しながら支援するとともに、参加する機会の拡充に努めます。

●目標 4：障害者週間記念事業の支援（障害福祉 G）

「障害者週間記念事業」などにおいて、障がい者が制作した作品展示や生活相談窓口の設置などを通し開催を支援します。



第7章 生活環境の整備

1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進

◇ 現状と課題

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や北海道の「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが外出しやすい環境整備のために、障がい者の行動を阻害する物理的環境の改善を図ることとされています。

当市においても、「登別市都市計画マスタープラン」に即した施策を展開し、障がい者等にやさしいまちづくりを推進します。

◆ 施策の基本的方向

市は、障がい者や高齢者等全ての市民に配慮した公共施設の整備・改善に努めます。

●目標1：公共施設の整備・充実（施設所管部局）

公共施設の整備については、玄関や出入口のスロープ、点字・誘導ブロックや手すり、自動ドア、エレベーター、トイレ、駐車スペースの確保や段差解消など、障がい者等にやさしい環境づくりに努めます。

●目標2：福祉のまちづくりの推進（社会福祉G）再掲

市民誰もが互いの人格と個性を尊重して支え合いながら、住み慣れた地域で安全かつ健やかに自立した生活を送れる社会を実現していくことが、私たち市民の願いです。「地域全体の支えあいによる福祉（地域福祉）」を実践していくために、自助（市民一人ひとりの努力）・共助（地域ぐるみでの支えあい）・公助（公的制度の利用）に基づく役割分担を踏まえ、福祉のまちづくりを推進します。

・「（仮称）登別市福祉のまちづくり条例」の理念に基づく行動指針である「地域福祉計画」により「^{ぬく}温もり」を合言葉に、市民一人ひとりが地域の課題に主体的に取り組み、支えあいの担い手として参加・参画していく協働のまちづくりによって、心の通い合った温もりある地域社会の実現を目指します。

2. 住宅・生活環境の整備

◇ 現状と課題

障がい者が、住み慣れた地域社会で安心した生活を送るためには、生活基盤である住宅が利用しやすい構造となっていることが重要です。

近年、障がい者や高齢者人口の増加に対応し、住宅メーカー等においてバリアフリー住宅の研究・開発が進み、住宅の構造はかなり改善されています。

当市においても、公営住宅の建設等に当たってはエレベーター、手すりの設置や住戸内外の段差解消及びスロープ化を図り障がい者などに配慮した住環境の整備に努めています。また、個人住宅については住宅リフォームや住宅改造資金の貸付制度等に係る相談を行っており、障がい者や高齢者にとって住みよい住宅の確保への支援を行っています。

今後とも、障がい者や高齢者の自立生活の維持向上や介護負担の軽減に配慮した公営住宅の整備を行うとともに、住宅リフォーム等に対して適切な相談や支援が行えるよう、施策の充実が求められます。

また、冬期間における除雪対策の充実も求められます。

◆ 施策の基本的方向

障がい者の自立生活に配慮した住宅、住環境の整備に努めます。

●目標 1：障がい者等に配慮した公営住宅の建設・改善（建築住宅G）

公営住宅の建設及び改善に当たっては、障がい者等に配慮した整備に努めます。

●目標 2：住宅改良促進特別融資制度の周知（商工労政G）

床の段差解消や出入口・廊下の幅員の確保、手すりの設置、浴室や洗面所等の改修など、住宅のバリアフリー改良を目的とした資金融資制度の周知に努めます。



●目標 3 : 居宅生活動作補助用具の支給（障害福祉 G）

移動等が困難な身体障がい者を対象に、移動等を円滑にするための用具の支給を行います。

●目標 4 : 障がい者世帯等に対する除排雪活動の推進（社会福祉 G）

除排雪を自力または家族等で行うことが困難な障がい者世帯等に対し、民間の有償サービス事業者などの周知を行います。

3. 道路・公園施設の整備

◇ 現状と課題

道路や公園の物理的障壁を取り除くことは、障がいのある人や高齢者が自由で安全に活動できるようになり、社会参加を果たすうえで重要なことです。

市では、道路や公園等を障がい者等が利用しやすいように改善に努めます。

今後も、引き続き障がい者等に配慮した施設整備を進めていく必要があります。

◆ 施策の基本的方向

道路・公園等の整備について、障がい者等の利用に配慮した施設整備に努めます。

●目標1：点字・誘導ブロックの設置（土木G）

道路整備にあたっては、点字・誘導ブロックの必要な箇所について設置に努めます。

●目標2：道路の段差等の解消（土木G）

道路整備にあたっては、引き続き段差解消に努めます。

●目標3：公園施設の整備（都市計画・公園G）

公園の整備にあたっては、トイレのバリアフリー化等、障がい者が利用しやすい施設整備に努めます。



4. 移動・交通安全対策の充実

◇ 現状と課題

障がい者が地域社会へ積極的に参加していくためには、建物や道路等の障害物の除去や移動手段の確保、コミュニケーションを図る支援が必要です。

このことから、障がい者が容易に、また、積極的に外出できるように交通機関の整備促進や安全な移動を確保する必要があります。

◆ 施策の基本的方向

障がい者が安全かつ身体的な負担の少ない方法で、自由に行動できるよう、移動性に配慮した環境整備に努めるとともに、各種交通機関への要望については関係機関と連携して働きかけを行います。

●目標1：移動支援事業の充実（障害福祉G）

障がい者が地域社会へ、積極的に参加していくための移動支援体制の充実に努めます。

また、精神障がい者の公共交通機関等における割引制度の適用について、国等に対し、引き続き要望します。

●目標2：盲導犬取得の補助（障害福祉G）

盲導犬取得に関する事業の周知と、盲導犬を取得するための費用について助成を行います。

●目標3：低床式バス導入の促進（社会福祉G、障害福祉G）

障がい者等が乗りやすい低床式バスの導入を民間バス会社に要請します。

●目標4：福祉タクシー利用助成（障害福祉G）

一定の条件を満たす重度障がい者のタクシー利用に対し、タクシーチケットを交付し、費用の一部を助成します。

●目標 5 : 歩道の除雪体制の強化 (土木 G)

歩道除雪については、歩行者が歩きやすい路面状況の確保に努めるほか、坂道等については、凍結防止剤の散布や特殊舗装化に努めます。

●目標 6 : 交通安全施設の整備 (市民サービス G)

引き続き、音響式信号機、弱者感応式信号機の増設などを関係機関に要望します。

●目標 7 : 道路不法占拠物の除去 (管理 G)

関係機関と連携し、歩道上における自転車、看板等の不法占拠物の除去に努めます。

5. 防災・安全対策の充実

◇ 現状と課題

市民は「自らの身の安全は自ら守る」ことが防災の基本です。市は、市民や関係機関などと連携・協働し、支援が必要な人に対する総合的な防災体制の構築を進めますが、災害時には、地域住民や町内会が中心となって対応にあたることも必要となります。

防災以外でも、一人暮らしや重度の障がいでは行動に制限がある方は、日頃から町内会など地域との関わりなどを持つことで、地域で孤立することなく安心して生活することが期待できます。

市は、地域防災計画の見直しを適宜行うとともに、防災訓練や災害ごと（火山、土砂、洪水、津波）のハザードマップの有効活用を図りながら、万が一の災害に備えた心構えなどの普及啓発に努める必要があります。また、障がい者の日常生活の安全を確保するため、地域での見守り等の充実を図る必要があります。

◆ 施策の基本的方向

災害に備えた防災体制の確立を図るとともに、防災知識の普及など市民意識の高揚に努め、防災対策の強化に努めます。

●目標1：避難路・避難場所の整備（総務G）

すべての市民に避難場所の周知を図るとともに、障がい者等の安全確保に努めます。また、一般の避難所で過ごすことが困難な障がい者等の福祉避難所開設のあり方についても検討を進めます。

●目標2：災害時の救援体制の充実（総務G、社会福祉G）

災害時に家族などからの支援を受けることが困難で、何らかの支援を必要とする障がい者や高齢者等（災害時要援護者）に対して、小地域ネットワーク事業の平時からの見守りの延長線上に災害対応を含め、地域全体で避難支援を実施するため、関係機関と協議を進めていきます。

●目標3：緊急通報システムの充実（障害福祉G）

誰もが簡単に利用できる有効な緊急通報手段の構築を検討します。

第8章 情報提供の充実

1. 情報提供の充実

◇ 現状と課題

情報は日常生活や社会参加などに欠かすことのできないもののため、障がい者への提供方法は、障がいの種別や特性に配慮したきめ細かで、情報伝達機器の普及に対応したものであることが必要です。

◆ 施策の基本的方向

障がいの種別や特性に配慮し、障がい者が入手しやすくわかりやすい情報提供を行うとともに、情報提供の機会の拡大と内容の充実に努めます。

●目標1：「広報のぼりべつ」による情報提供（障害福祉G）

障がい者に関する福祉や社会参加に役立つ各種情報を「広報のぼりべつ」及び市ホームページに掲載し周知に努めます。

- ・「広報のぼりべつ」における障がい者に関する情報の提供

●目標2：「福祉のしおり」の内容の充実と利用促進（障害福祉G）

障がい者等の各種福祉情報を掲載する「福祉のしおり」の充実に努めるとともに、相談窓口等における利用促進に努めます。

- ・「福祉のしおり」における障がい者に関する情報の提供

●目標3：障がいの特性に配慮した情報提供や機器の普及（障害福祉G）

市民ボランティア団体の協力を得て、視覚障がい者用の点字や朗読による「広報のぼりべつ」などを発行し、障がいの特性に配慮した情報の提供に努めます。

各種通知等についても、視力障がい、聴力障がい、知的障がいなどの障がい特性により、配慮した文書作成に努めます。

また、視覚障がい者用パソコンソフトや読み取り機器、聴覚障がい者用の通信装置（ファックス）の機器等の普及に努めます。

- ・情報誌（紙）の点訳、音訳、ホームページ版による提供
- ・障害者日常生活用具の貸与

Ⅶ 推進体制

1. 市の推進体制

本計画は、平成26年度までの2カ年の計画であり、計画の推進にあたっては、登別市障害者地域自立支援協議会や、登別市障害福祉計画推進会議で社会情勢や緊急度・優先度を考慮しながら進めていきます。なお、この計画期間で解決できない課題などは、次期計画にも引き続き反映させます。

2. 国・北海道との連携

障がい者に関する施策は、市民・関係団体等からの意見を参考に、国や北海道との連携を図りながら推進します。

VIII 資料

1. 登別市障がい福祉に関するアンケート調査について

本計画を策定するにあたり、障害者手帳をお持ちの方を対象に平成24年3月（3月1日現在の手帳所持者を対象）と5月（3月調査時点の方を除く3月31日現在の手帳所持者を対象）の2回に分け、アンケート調査を実施しました。

※6ページ以降に記載のある「V当市の障がい者の状況（平成24年3月末現在）」の障がい者数とは、基準日が異なることや、精神障害者保健福祉手帳の有効期限失効者も含めてアンケートを実施したため件数は一致しません。

※掲載している表は百分率で記載していますが、四捨五入等の関係で合計が100%にならない場合があります。

(1) 実施概要

- ①調査期間 第1回：平成24年3月 9日から3月31日
第2回：平成24年5月23日から6月15日

②調査方法

- ・第1回は、平成24年3月1日現在のタクシーチケットの更新案内の送付対象者に対してアンケート用紙を同封し、チケット交付時又は返信用封筒により回収し、第2回は、平成24年3月31日現在の手帳所持者のうち、第1回で送付していない方にアンケート用紙を郵送し、6月15日を期日に返信用封筒により回収しました。
- ・アンケート内容は2回とも同様ですが、生活環境等が年齢によって違いがあることから、調査項目によって18歳以上と18歳未満に分けた設問を設け、無記名で回答していただきました。

(2) 調査数及び回答数

①アンケート対象者とアンケートに回答していただいた方の状況（単位：件）

	発送件数	回収件数	回収率（%）
身体障害者手帳	2, 584	1, 226	47.4
療育手帳	341	148	43.4
精神障害者保健福祉手帳	281	115	40.9
無回答（※1）	—	171	—
合計	3, 206	1, 660	51.8
再計（※2）	3, 110	1, 630	52.4

※1 回収件数の171件は、障がい種別が未記入だったため、「無回答」として集計

※2 アンケート対象者は、重複して手帳を所持している方もいる（身体と療育両方の手帳を持っている等）ため、実際の発送・回収件数は、「再計」の件数となります。

表① 年齢・障がい種別ごとの発送件数

(単位：件)

手帳別 年齢	身体障害者手帳						療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳			計	割合 (%)
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	1級	2級	3級		
0～6	6		1	2	1	1	1	1				13	0.4
7～12	12	3		4			11	19				49	1.5
13～15	3	1	2			1	3	14				24	0.8
16～18	1	3	1	2		1	11	14				33	1.0
19～30	18	10	8	8	4	4	34	54		28	7	175	5.5
31～40	19	10	5	10	7	9	33	38	5	34	7	177	5.5
41～50	43	14	18	15	9	5	11	35	8	51	6	215	6.7
51～60	65	40	39	58	33	19	21	19	13	38	6	351	10.9
61～64	66	34	31	53	13	11	8	5	5	19	2	247	7.7
65以上	512	308	305	515	118	103	9		11	32	9	1,922	60.0
計	745	423	410	667	185	154	142	199	42	202	37	3,206	100.0
割合(%)	23.2	13.2	12.8	20.8	5.8	4.8	4.4	6.2	1.3	6.3	1.2	100.0	-

- ・ 表①は、アンケート対象者の年齢別・障がい種別の状況となっています。年齢別構成では、65歳以上の占める割合が60%となっており、一番多くなっています。次に多いのは51～60歳の10.9%となっています。

この数値は、年齢別構成を学齢前、小・中・高校生、労働年齢などで区切ったことによることも影響があると考えますが、40歳以上で全体の85.3%を占めていることから年齢階層が高くなるほど人数は多くなる傾向にあります。

※ アンケート実施時の件数のため、6ページ以降の障がい者数とは一致しません。

※ 表①は、複数の障害者手帳を所持している方をそれぞれの障害者手帳の欄に掲載しているため、実際の発送件数3,110件と合計が異なります。

表② 年齢・障がい種別ごとの回答件数

(単位：件)

手帳別 年齢	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳			無 回 答	計	割合 (%)
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	C	1級	2級	3級			
0～6	4			1	1	1							1	8	0.5
7～12	4	1		1			5	8						19	1.1
13～15						1	2	6						9	0.5
16～18		2					4	2						8	0.5
19～30	5	4	3	1	1		12	22			4	3	4	59	3.6
31～40	9	7	2	2	1	5	17	18		2	14	1	8	86	5.2
41～50	19	7	5	7	3	3	6	16	1	4	15	3	16	105	6.3
51～60	31	14	24	30	19	11	6	7		5	17	7	14	185	11.1
61～64	35	15	13	22	5	2	4	2		3	8		7	116	7.0
65以上	249	138	162	249	54	36	7	1		5	15	6	99	1,021	61.5
無回答	4	2	2	6	1	2	2				3		22	44	2.7
計	360	190	211	319	85	61	65	82	1	19	76	20	171	1,660	100.0
割合 (%)	21.7	11.5	12.7	19.2	5.1	3.7	3.9	4.9	0.1	1.1	4.6	1.2	10.3	100.0	-

- 表②は、アンケートに回答していただいた方の年齢別・障がい種別の状況となっています。年齢別構成では、表①と同様に65歳以上の占める割合が一番多く61.5%、次に多いのも51～60歳の11.1%となっています。

全体的にもほぼ表①の割合との差があまりないことから、アンケートの実回収率は52.4%ですが、年齢別構成では偏りのない統計となっていると考えられます。

また、表には掲載していませんが、回答者の性別は、男性746名(45.8%)、女性840名(51.5%)、無回答44名(2.7%)となっており、女性が男性を94名上回っています。

この男女の割合を、平成24年3月末の登別市の人口の男女の割合と比較すると、人口に占める割合は、男性47.5%、女性52.5%であり、手帳所持者の割合とほぼ一致していることから、当市の障害者手帳所持者の性別での偏りは少ないと考えられます。

- ※ 表②は、複数の障害者手帳を所持している方をそれぞれの障害者手帳の欄に掲載しているため、実際の回収件数1,630件と合計が異なります。

表③ 身体障がい者の年齢別障がい内容

(単位：件)

障がい名 年齢	視覚 障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・咀嚼 機能障がい	肢 体 不 自 由	内 部 障 がい	合 計	割 合 (%)
0～6	2			2	4	8	0.6
7～12			2	3	2	7	0.5
13～15		1				1	0.1
16～18				2		2	0.2
19～30	1	2		7	6	16	1.2
31～40	1	7	3	15	9	35	2.7
41～50	4	3	6	32	11	56	4.3
51～60	10	7	6	84	30	137	10.6
61～64	8	9	3	49	28	97	7.5
65 以上	68	102	53	487	213	923	71.3
無回答	1	1		7	4	13	1.0
計	95	132	73	688	307	1,295	100.0
割合 (%)	7.3	10.2	5.7	53.1	23.7	100.0	

- 表③は、アンケートに回答していただいた方のうち、身体障害者手帳所持者の年齢・障がい部位別による集計となっています。年齢別構成は、表①、表②と同様に年齢が高くなるほど人数が多くなっています。

障がい部位別では、肢体不自由が688名（53.1%）、内部障がいが307名（23.7%）となっています。

※ 身体障害者手帳所持者から回収した内容から、障がいの部位別の状況を表しています。

※ 重複障がいの方もいるため、表②と身体障害者手帳所持者の件数とは一致しません。

表④-1 年齢・障がい・居住区別回答者件数

(単位：件)

手帳別 居住区	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者 保健福祉手帳			無 回 答	計	割合 (%)
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	A	B	C	1級	2級	3級			
登別温泉・加路	5	2	1	3	3	2							1	17	1.0
登別・富浦	29	21	23	33	8	3	1	2		7	14	3	18	162	9.8
幌別鉄南	18	12	12	23	3	3	1	4		1			4	81	4.9
幌別中央	91	44	57	72	26	18	12	15	1	3	14	4	28	385	23.2
幌別西	21	9	15	24	7	4	2	3			2	3	9	99	6.0
若山・富岸	20	11	14	22	6	3	3	5		1			10	95	5.7
新生・若草	60	28	28	55	9	6	2	11		1	12	1	17	230	13.8
鷺別・栄	37	19	19	33	8	6	9	11		2	19	6	15	184	11.1
美園・上鷺別	32	14	22	29	7	6		4			6	1	12	133	8.0
その他	21	11	1	4	3	2	29	16		1			12	100	6.0
無回答	26	19	19	21	5	8	6	11		3	9	2	45	174	10.5
計	360	190	211	319	85	61	65	82	1	19	76	20	171	1,660	100.0
割合 (%)	21.7	11.5	12.7	19.2	5.1	3.7	3.9	4.9	0.1	1.1	4.6	1.2	10.3	100.0	

表④-2 居住区の内訳及び当該地区の人口割合等

居住区	町名	割合 (%)	
		人口	手帳所持者
登別温泉・加路	カルルス町・登別温泉町・上鷺別町	1.6	1.0
登別・富浦	登別本町・登別港町・登別東町・富浦町・中登別町	9.5	9.8
幌別鉄南	幌別町・幸町・新栄町・大和町	5.3	4.9
幌別中央	中央町・常盤町・柏木町・片倉町・新川町 富士町・千歳町・来馬町・札内町	29.0	23.2
幌別西	青葉町・緑町・桜木町・鉦山町・川上町	7.9	6.0
若山・富岸	若山町・富岸町	9.4	5.7
新生・若草	新生町・若草町	18.9	13.8
鷺別・栄	鷺別町・栄町	11.6	11.1
美園・上鷺別	美園町・上鷺別町	6.8	8.0
その他	登別市外の施設等の入所者	—	6.0
無回答	—	—	10.5

- 表④-1は、アンケートに回答していただいた方の居住区を表しています。表④-2では、平成24年3月末現在人口の居住区別割合とアンケート回答者の居住区別割合を比較しています。回答者の中には、無回答の方や施設入所者等で登別市に住所がない方もいるため正確な比較はできませんが、地域別に大きな違いはないと考えられます。

(3) アンケートの回答結果

- ・アンケートは全部で32問おききしていますが、その中で主な設問について、回答結果をまとめました。今回のアンケート結果につきましては、今後の障がい福祉施策を推進するための資料として使用します。

①障害者自立支援法による福祉サービスを利用していますか。

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	無回答	合計
利用している	27.4	18.2	20.5	24.3	21.8	54.7	48.7	27.8	28.0
満足している	65.4	83.3	46.7	76.6	74.6	75.3	80.4	78.5	75.6
不足している	19.2	0.0	26.7	10.2	10.4	12.3	10.7	9.2	11.0
無回答	15.4	16.7	26.7	13.2	14.9	12.3	8.9	12.3	13.4
利用していない	54.7	58.3	50.7	61.8	62.9	32.4	34.8	47.4	54.9
わからない	7.4	11.4	19.2	6.4	8.8	4.7	13.0	8.5	8.3
無回答	10.5	12.1	9.6	7.6	6.5	8.1	3.5	16.2	8.9

- ・ 障害者自立支援法（平成25年4月からは障害者総合支援法）による福祉サービスの利用は28%の利用があり、そのうち75.6%の方が「満足している」と回答しています。

一方、11%の方が「不足している」と回答され、主な理由として「グループホームや、ショートステイ、日中一時支援などの施設がない」、「手続きが複雑」、「利用回数や利用範囲の制限がある」、「就労支援施設の低賃金」などとなっています。

グループホームなどの施設整備については、「第2章生活支援の充実 3. 施設支援の充実」で計画に反映しました。その他の事項については、各種制度により実施していますので、制度変更等に速やかに対応するよう努めます。

②あなたは、今後どのように暮らしたいですか。

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
今と変わらない暮らし	72.6	78.7	61.1	78.9	83.6	58.8	63.5	75.4
一人暮らし	1.1	3.3	1.9	2.3	2.1	7.4	3.5	2.9
家族（今は別居）	5.3	0.8	7.4	3.9	2.1	8.1	5.2	4.1
グループホーム等		1.6	1.9	1.6	0.7	7.4	4.3	2.2
施設入所	6.3	2.5	3.7	3.7	2.5	3.4	2.6	3.4
その他	1.1		1.9	0.6	1.1		0.9	0.7
わからない	7.4	4.9	9.3	6.7	5.0	9.5	15.7	7.3
無回答	6.3	8.2	13.0	2.3	2.9	5.4	4.3	4.1

- ・ 「今と変わらない暮らし」を希望される方が75.4%（1,101名）となっていますが、「グループホーム」、「施設入所」、「わからない」をあわせると10%以上（約200名）となることから、この設問からも居住系サービスの充実が「隠れたニーズ」としてあると考えられます。

③ あなたは日常生活を送るためにどのくらいの支援が必要ですか。

・この設問では、「入浴、食事、排せつ、着替え、服薬管理、金銭管理、掃除・整理整頓、洗濯、買い物」について、「自分でできる」「一部介助が必要」、「全介助が必要」の中から該当する項目を選択していただきました。

全ての項目に「自分でできる」と回答された方は、身体障がい者で419名、知的障がい者で17名、精神障がい者で39名となっており、回答総数1,588件の約30%となっています。他の約70%の方が、何らかの支援を必要としています。

④ あなたが日常生活を送るうえで支障と覚えることはどのようなことですか。

・この設問は、自由記載なので多数の意見がありましたが、主な内容は次のとおりです。

✓ まちのバリアフリー化（26件）

障がい者用（オストメイト用含）トイレの設置、段差の解消、バス停付近への手すりの設置など

✓ 自宅内の生活（71件）

重たいものを持たない、家事ができない、食事制限がある、自宅のバリアフリー化、一人暮らしの不安、除雪や除草、ごみ出し支援など

✓ 外出に関する事（50件）

人工透析で頻繁に通院しなければいけない、交通費の負担、体調不良時の通院、介助や杖無しでは外出ができない、タクシーチケットの発行増、公共交通機関料金の割引増額など

✓ 就労や金銭に関する事（7件）

仕事をしたいが見つからない、障害者基礎年金の増額など

✓ 施設やサービスに関する事（11件）

ショートステイや入浴施設が必要、やってもらいたいサービスをヘルパーに頼んでもできないことがあるなど

✓ その他

将来的（親亡き後や、自分の老後）な不安、障がいに起因する生活の不便さ、家族の介護による疲労、差別的な対応などのほか、「障がいがあることで生活全てにおいて支障がある」との意見もありました。

⑤ あなたが、障がいのことで主に相談する人はどなたですか。

・この設問では、障がいの種類に関係なく約半数の49.8%が「家族・親族」となっています。次いで、「医療機関」（16.3%）、「友人」（7.5%）、「施設職員等」（5.7%）、「市役所」（3.2%）、「相談支援事業所」（2.0%）となっています。

⑥ あなたは日中どのように過ごしていますか。

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
働いている	8.4	12.2	12.5	11.6	15.2	36.5	10.3	14.0
福祉サービス利用	13.3	8.9	7.5	15.4	7.2	47.1	16.8	15.4
病院デイケア利用	7.2	8.9	7.5	8.7	3.4		24.3	8.1
通園・通学している				0.2		1.0		0.2
障害児通所施設				0.2	1.9	1.0		0.6
家庭内で過ごしている	65.1	60.2	62.5	61.0	67.8	12.5	43.9	57.4
その他	6.0	8.9	10.0	3.0	4.5	1.9	4.7	4.3

- ・ 年齢の関係もありますが、「家庭内で過ごしている」方が57.4%と半数以上を占め、次いで「福祉サービスの利用」、「働いている」の順となっています。

障がい別にみると、知的障がい者の「働いている」が36.5%となっていますが、就労支援事業所へ通所している方の回答が含まれています。本来であれば、「福祉サービスの利用」に該当しますが、アンケートの回答をそのまま集計しました。

また、障がい児については、回答数が少ないことと、回答項目が「保育所・幼稚園・学校」、「障害児通所施設」、「家庭内で過ごしている」に集約されますので、集計から除いています。

⑦ 日中どのように過ごしたいですか。

この設問では、⑥で回答した過ごし方に対し「今までどおり過ごしたい」又は、「ちがう過ごし方をしたい」のどちらかを選択してもらいました。

「今までどおり過ごしたい」と回答された方は80.9%、「ちがう過ごし方をしたい」と回答された方は8.8%となっております。(未回答10.3%)

「ちがう過ごし方をしたい」と答えた方(123名)の方が希望する過ごし方をまとめました。

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
働きたい		20.0	25.0	27.5	20.0	69.2	36.4	30.6
福祉サービス利用	12.5	20.0		15.7	15.0	7.7	18.2	14.9
病院デイケア利用				5.9			18.2	6.7
家庭内で過ごしている	25.0	40.0		11.8	25.0		3.0	11.9
わからない	12.5	20.0	75.0	9.8	15.0		15.2	13.4
無回答	12.5			13.7	15.0		6.1	9.7
その他	37.5			15.7	10.0	23.1	3.0	12.7

- ・ その他の意見として、「目が見えなくてもできる趣味を持ちたい」、「少しでも障がいを回復し活動的になりたい」、「資格を取りたい」、「自動車の運転をしたい」などの回答がありました。また、障がい児の回答では、将来の福祉サービス利用や、障害児通所施設の利用希望などがありました。

⑧あなたはどのくらい外出していますか

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
毎日	11.6	23.0	14.8	16.1	17.9	29.0	17.2	18.0
週3～6日	20.0	21.3	22.2	27.6	27.9	19.8	27.3	25.6
週1～2日	28.4	24.6	16.7	26.3	26.4	23.7	30.3	26.0
2週間に1～2日	10.5	6.6	7.4	4.4	6.1	4.6	7.1	5.7
1ヶ月に1～2日	8.4	9.0	3.7	8.3	5.7	9.9	5.1	7.6
外出しない	9.5	3.3	9.3	5.0	5.7	3.8	5.1	5.4
その他	2.1	3.3	5.6	3.9	1.4	2.3	2.0	3.0
無回答	9.5	9.0	20.4	8.4	8.9	6.9	6.1	8.8

- ・ 約70%の方が、最低週一回以上外出しています。その他の意見としては、「通院時のみ外出する」、「体調等で年に数回しか外出できない」などの意見がありました。

⑨外出時の交通手段は何ですか。

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
徒歩	18.2	21.7	17.6	13.7	18.5	28.0	31.1	18.5
車いす	5.3	2.2	5.4	4.9	2.3	0.5	0.6	3.5
自転車・バイク	1.5	6.5	1.4	3.0	4.8	7.9	6.7	4.3
バス・JR	6.8	12.5	8.1	10.3	11.1	14.3	28.0	12.2
自家用車(本人運転)	3.0	14.7	20.3	18.2	23.3	1.1	3.0	15.1
自家用車(〃以外)	31.8	26.1	18.9	26.7	23.3	27.0	15.9	25.2
施設・病院等送迎車	11.4	10.3	8.1	10.9	3.5	14.8	8.5	9.5
その他	12.9	2.7	6.8	7.9	8.1	3.2	3.0	6.9
無回答	9.1	3.3	13.5	4.3	5.1	3.2	3.0	4.8

- ・ その他の意見としては、タクシー(介護タクシー含)、視覚障がい者のサービスである「同行援護」などとなっています。

⑩一人で外出できない場合どのように外出していますか。

外出の支援について、「いつも介助が必要」、「慣れない場所に行く時に必要」と回答された方が504名でした。これを含めて、一人で外出できない場合の外出手段をまとめました。

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
福祉サービス	20.9	6.0	10.7	13.1	5.7	34.0	7.5	14.1
福祉タクシー	14.3	9.0	14.3	12.3	21.7	3.1	2.5	12.5
家族等の付き添い	49.5	71.6	64.3	65.5	66.9	58.8	67.5	63.8
友人・ボランティア	7.7	7.5	7.0	4.7	5.1	3.1	15.0	5.7
その他	7.7	6.0	3.6	4.5	0.6	1.0	7.5	3.9

⑪生活環境や外出するために整備・援助が必要なものは何ですか。

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
建物のバリアフリー	14.9	18.6	16.1	18.3	18.4	15.6	11.3	17.5
道路の段差解消・歩道整備	24.4	22.9	26.8	25.0	19.9	22.9	17.0	23.6
障がい者トイレ	12.5	15.3	14.3	16.1	12.0	18.8	3.8	14.6
誘導ブロック	6.5	2.5		0.5	1.5	1.0	1.9	1.6
音響・交通弱者用信号機	7.7	9.3		1.9	2.3	4.2	5.7	3.4
低床式バスの導入	7.7	7.6	10.7	11.5	7.5	4.2	9.4	9.6
歩道の除雪体制強化	22.6	22.9	23.2	26.1	38.0	30.2	43.4	28.3
その他	3.6	0.8	5.4	0.5	0.4	3.1	7.5	1.4

- ・ 「歩道の除雪体制強化」が28.3%と一番多く、次いで「道路の段差解消・歩道整備」となっております。これは、障がいのない方にとっても暮らしやすい環境となると考えられます。この設問に対する回答は、「第7章 生活環境の整備」で計画に反映しています。

また、公共施設をはじめ、市内の大型店舗等には障がい者用トイレが整備されている施設もありますので、その周知に努めます。

⑫障がいによりいやな思いをしたことがありますか。

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
ある	63.9	62.5	35.5	39.4	28.5	66.7	55.3	43.6
ない	36.1	37.5	64.5	60.6	71.5	33.3	44.7	56.4

- 障がい種別により違いがありますが、半数近くの方がいやな思いをした経験を持っています。「いやな思いをした」内容については、様々な回答がありました。

主な内容として、「障がい者は何でも無料で障害者年金も受給し楽な生活をしている。」などの市民の誤った認識をはじめ、「つり銭のごまかし、見えないふりをしている(視覚障がい)」、「意思疎通ができず嫌がられる。(聴覚・言語障がい)」、「車いすを邪魔扱いされる。外見で障がいかわからず身障者用駐車場や優先席を使うと文句を言われる。温泉などで体をじろじろ見られる。(肢体不自由・内部障がい)」、「馬鹿にされる、病気を理解してもらえない。(知的・精神)」など、それぞれの障がい種別特有のことがあります。

また、障がい児では、同級生や年下の子からのからかいやいじめ、仲間はずれなどのほかに、「親のしつけが悪い」、「友人の親が「あのこと遊ぶな」という。」などの回答がありました。

これは、「第2章生活支援の充実」にあるとおり、障がい者の権利擁護や障がい者虐待の防止の観点から慎重に対応する必要があります。

⑬登別市災害時要援護者避難支援プランについて

この設問に解答していただいた1,170名のうち、本制度を知っている方は、206名(17.6%)、知らない方は、964名(82.4%)となっています。

今後は、「第7章生活環境の整備 5. 防災・安産対策の充実」にあるとおり、地域全体で避難支援を実施するため、関係機関と協議を進めていきます。

⑭災害時に支援して欲しいことは何ですか。

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
避難支援・声かけ	37.9	43.1	39.7	37.7	28.4	33.5	29.0	35.3
避難所での支援	35.5	27.7	33.3	33.9	29.0	40.4	21.5	32.3
必要な治療・薬品確保	24.2	27.7	23.8	26.9	41.4	25.5	46.7	30.8
その他	2.4	1.5	3.2	1.5	1.1	0.6	2.8	1.6

- この設問は、どの項目も大きな開きはなく、どれも必要とされていると考えられます。

その他の意見としては、「障がいに応じた避難所の確保」、「病院や施設との連携」、「人工透析の確保」等が挙げられています。

⑮障がい者の就労・収入状況

- ・ ⑮の設問は、障がい者の就労状況についておききしています。就労を希望していても障がいが原因で就労できない方や、ひと月の収入では、半数近くの方が10万円以下となっています（無回答の方の割合を除く）。

障がい者の就労環境は、長引く景気低迷により厳しい状況にありますが、「第5章就労支援の充実」の計画に反映し、引き続き就労相談や福祉的就労の底上げ、一般就労への支援などに努めます。

- ・ 障がい者の就労状況や収入等について、「⑮-1～⑮-6」にまとめました。

⑮-1 あなたは仕事をしていますか。

(単位：人)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
している	6	15	5	82	38	14	15	175
していない	61	74	30	383	179	23	71	821
合 計	67	89	35	465	217	37	86	996

⑮-2 どこで仕事をしていますか。(仕事をしている方)

(単位：人)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
正社員・正職員		5	1	24	10			40
臨時・パート等	1	4	2	23	17	2	1	50
就労施設	1	4		8	1	11	12	37
自営業	3	2	1	19	5			30
その他	1			3	1		2	7
無回答			1	5	4	1		11
合 計	6	15	5	82	38	14	15	175

⑮-3 働いていない理由は何ですか。(仕事をしていない方)

(単位：人)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
年齢的理由(高齢等)	40	52	16	236	110	3	17	474
就労の相談先がわからない			1	5	2			8
求職活動中			1	12	3	1	2	19
家族の収入で生活	3	5	1	29	10		5	53
障がいにより働けない	14	11	8	68	39	10	39	189
その他		2	1	5	5	3	2	18
無回答	4	4	2	28	10	6	6	60
合 計	61	74	30	383	179	23	71	821

⑮-4 ひと月の収入額はいくらですか。

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
5万以下	6.5	8.4	1.9	9.0	9.1	28.2	18.2	10.7
10万以下	21.5	11.8	11.5	16.3	16.8	25.2	37.4	18.4
15万以下	11.8	14.3	9.6	12.8	11.7	9.7	10.1	12.1
20万以下	14.0	7.6	13.5	7.1	12.4		1.0	7.9
20万以上		0.8	7.7	9.7	9.9			6.8
無回答	46.2	57.1	55.8	45.1	40.1	36.9	33.3	44.1

⑮-5 主な収入源は何ですか。

(単位：%)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	精神	合計
給料・賃金	6.3	10.2	10.5	10.8	12.0	20.1	5.3	11.2
作業所工賃	1.3	0.9	2.6	2.2		18.7	7.0	3.8
家族収入	6.3	7.4	7.9	10.1	7.7	4.3	6.1	8.1
年金・手当	81.0	75.0	76.3	72.3	73.7	54.0	56.1	70.0
生保	3.8	5.6		3.8	4.2	2.9	25.4	5.7
その他	1.3	0.9	2.6	0.9	2.3			1.1

⑮-6 障がい者の就労について、どのような支援が必要ですか。

- ・ 勤務条件や通勤手段、休暇制度(通院時の配慮)、同僚の理解、就労事業所の充実、障がい種別にあった企業や事業所の誘致・創設、行政での障がい者雇用、自立できる賃金保障などの意見がありました。

⑩障がい児生活状況

- ・ ⑩の設問は、障がい児の生活状況についておききしています。主に放課後や長期休暇の過ごし方、肢体不自由児の保護者などから要望をいただいている「障がい児の入浴支援」を中心におききしています。

障がい児の生活支援は、障がい者に比べ、使えないサービスがあるなど保護者への負担が大きくなる傾向があります。

障がい児の支援については、「第2章生活支援の充実」及び「第4章療育・教育の充実」により計画に反映しています。

- ・ 障がい児の生活状況について、「⑩-1～⑩-4」にまとめました。

(参考) 回収状況：アンケート対象者 112件
 回収件数 42件
 回収率 37.5%

⑩-1 お子さんは長期休暇や放課後どのように過ごされていますか。(複数回答有)

(単位：人)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	合計
習い事					1		1
スポーツ・レク		1					1
外遊び	1		1	1	4	4	11
自宅で過ごす	1	1	2	5	5	10	24
福祉サービス利用			1	2	1	2	6
放課後児童クラブ							0
その他	1					2	3
合計	3	2	4	8	11	18	46

⑩-2 お子さんの入浴について

(単位：人)

	視覚	聴覚 平衡	音声・言 語・咀嚼	肢 体 不自由	内 部 障がい	療育 (知的)	合計
困難を感じない		1			3	8	12
成長に伴い困難が予想される				3	1	11	15
既に困難を感じている			2	1		1	4
その他	2			1		1	4
無回答				1	2	4	7
合計	2	1	2	6	6	25	42

⑩-3 ⑩-2で「成長に伴い困難」、「既に困難」を感じている方にお聞きします。

入浴サービスの内容を、「入浴場所の確保、バイタルチェック、支援員による入浴支援、入浴施設までの送迎」と想定して、利用者負担額と入浴希望回数ほどのくらいだと利用しますか。

(単位：人)

金額 \ 回数	毎日	1日おき	週2回	週1回	その他	無回答	計
500円まで	2	1	2	1			6
1,000円まで			1		1		2
金額に関わらず利用したい							0
負担ありなら利用しない		1	1			3	5
その他		1					1
無回答	1			1	1	2	5
計	3	3	4	2	2	5	19

- ・ 障がい児の入浴サービスについては、サービス内容や料金設定、利用回数など、今後も関係団体や実施可能な事業所と協議を進めます。

⑩-4 お子さんが安心して生活するために必要なことや、保護者の抱えている悩み

- ・ 入学後の不安（支援方法や友人関係）
- ・ 日中一時支援や長期休暇の過せる居場所
- ・ 卒業後の進路
- ・ 親亡き後の不安
- ・ のぞみ園の将来展望

などとなっています。日中の居場所や、卒業後や親亡き後の不安が多数ありました。

⑪ 今後、市が障がい福祉行政を推進するにあたり必要と思うサービスは何ですか。

- ・ この設問は自由回答としましたが、障がいの種別の関わらず、グループホームやショートステイ、生活介護などの福祉サービスの充実や一人暮らしの見守り、外出の際のバリア解消、交通費助成等による外出支援、医療費の助成、行政手続きが複雑などの意見が多くありました。また、「職員の対応が事務的で冷たい。」という意見もありましたので、速やかに改善を図ります。

ほかにも障がい種別や障がい児による課題もありました。

○視覚障がい者

- ・ 郵便物の点訳化、郵便投票の配慮、音声血圧計等の日常生活用具への追加

○聴覚・平衡機能障がい者

- ・ 手話通訳者の設置

○障がい児

- ・ 通学支援、障がい児の通所や預かり施設の充実

⑱ その他自由意見

- ・ アンケートの設問で答えられなかったことについて自由意見をいただきました。

障がい者の方からの意見では、⑰の「必要と思うサービス」と同様に、「日常生活における支援や助成」、「行政の対応」に加え、「職員の専門知識向上」、「災害時の支援方法」、「視覚障がい、聴覚障がい、知的障がいなどそれぞれの障がいにあった情報提供の配慮」などの意見がありました。

また、障がい児の保護者からは、「様々な要望をしても障がい福祉行政に反映されず、障がい児が利用できるサービスが少ない」など、障がい児施策の充実を求める意見があげられています。

2. 市内障害福祉サービス事業所（平成24年11月1日現在）

事業所名	住所	電話	提供サービス
介護サポーターなのはな	柏木町 3-17-14	81-6520	居宅介護、重度訪問介護、行動援護 同行援護
特定非営利活動法人 いぶりたすけ愛 優サービス	桜木町 3-2-10	88-3003	居宅介護、重度訪問介護
ヘルパーステーション あおい（愛桜）	登別東町 3-1-2	83-4039	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
ケアステーションはまなす	登別東町 2-15-21	80-1000	居宅介護、重度訪問介護
ジャパンケア登別	富岸町 2-11-12	82-1777	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
ちとせ荘	常盤町 1-1-25	85-7518	共同生活介護（ケアホーム） 共同生活援助（グループホーム）
グループホームアザリア	中登別町 141-5	83-0311	共同生活援助（グループホーム）
精神障害者グループホーム 「のぞみ寮」	鷺別町 2-32-1	82-2200	共同生活援助（グループホーム）
障害者グループホーム カワ セミ（翡翠）ヤマセミ（山翡翠）	中登別町 141-56	83-0700	共同生活援助（グループホーム）
多機能型事業所ピアチェーレ	中登別町 24-120	83-3210	就労移行支援、就労継続支援（B型）
一般社団法人 いぶり花づくりネットワーク	富岸町 1-10-7	85-1145	就労移行支援、就労継続支援（A型）
就労継続支援施設 月とらいおん	幸町 3-6	88-1374	就労継続支援（B型）
すずかけ	富士町 7-1	85-2129	就労継続支援（B型）
登別市総合 相談支援センター en	美園町 2-23-1	86-0707	計画相談支援、地域移行支援 地域定着支援

3. 市内障害児通所支援事業所（平成24年11月1日現在）

事業所名	住所	電話	提供サービス
登別市児童デイ サービスセンター のぞみ園	幌別町 3-17-4	85-7721	児童発達支援、放課後等デイサービス

4. 用語の説明

【か行】

- グループホーム（共同生活援助）

障がいのある方が共同で生活する住まいで、相談や日常生活上の援助などのサービス提供を行います。

- ケアホーム（共同生活介護）

障がいのある方が共同で生活する住まいで、入浴、排せつ、食事の介護などのサービス提供を行います。

- 心の障壁の除去（ハートバリアフリー）

心のバリア（障壁）をなくして、お互いを尊重しあえるような、住みよいまちづくりを進めていこうという考え方。

【さ行】

- 弱者感应式信号機

附属スイッチにより、横断時間を長くすることのできる信号機。

- 就学指導

障がいのある児童・生徒の保護者に対して相談や支援を行うこと。

- 重度心身障害者医療費助成

障がいの等級1～3級（3級は内部障がいの方）の身体障がい者またはIQがおおむね50以下と判定又は診断された知的障がい者が、道内の医療機関で診療を受けた保険診療の自己負担分のうち一部を所得に応じて助成する制度です。

- 障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に施策の基本となる事項を定めた法律です。また、国や地方自治体に障がい者のための施策に関する基本計画の策定も義務づけており、本計画もこの法律に基づき策定しています。

●障がい者虐待防止センター

平成24年10月1日に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、登別市保健福祉部障害福祉グループにおいて、障がい者虐待に関する通報の受理や、障がい者虐待の防止、相談、指導、養護者への支援などの「障がい者虐待防止センター」としての業務を行っています。

●障害者週間

国は、昭和56年の国際障害者年に12月9日を「障害者の日」と宣言し、平成5年には障害者基本法に「障害者の日」を明記しましたが、平成7年度に国際障害者デーである12月3日から9日までを「障害者週間」として「障害者の日」に変え障害者基本法に明記しました。「障害者週間」では、障がい者問題についての国民の理解と認識を深めるため、各種の啓発広報行事が行われています。

●障害者自立支援法

障害者自立支援法は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として平成17年11月30日に制定されました。

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

平成25年4月1日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されます。

●障害福祉サービス

利用者への個別給付として、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに分けられます。

(1) 訪問系サービス

サービス種類	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での食事、入浴、排せつの介護等を行うサービスです。
重度訪問介護	自宅での食事、入浴、排せつの介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行うサービスです。
行動援護	行動するときの危険を避けるために必要な援護や外出したときの移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な方の外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行うサービスです。

(2) 日中活動系サービス

サービス種類	実施内容
生活介護	主に日中の障がい者支援施設等で食事、入浴、排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労移行支援	一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方に対し、雇用契約によらない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行うサービスです。
療養介護	主に日中の病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護や日常生活上の世話を行うサービスです。
短期入所 (ショートステイ)	短期間、夜間も含め、施設で食事、入浴、排せつの介護等を行うサービスです。

(3) 居住系サービス

サービス種類	実 施 内 容
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他の日常生活上の援助を行うサービスです。
共同生活介護 (ケアホーム)	主に夜間の共同生活を行う住居として食事、入浴、排せつの介護を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日。入浴、排せつ、食事の介護を行うサービスです。

●小地域ネットワーク

町内会が運営主体となり、その小地域を基盤として住民の参加と協力により、同じ地域の中で支えが必要な方々の生活を見守り、支え合い・助け合いを行う活動です。登別市社会福祉協議会で支援活動を行っています。

●自立支援医療

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する公費負担医療制度で、対象者は次の3種類があります。

(1) 精神通院医療

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に必要とする者。

(2) 更生医療

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

(3) 育成医療

身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）

【た行】

●地域生活支援事業

障害福祉サービスの個別給付のほか、障がい者及び障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が柔軟な事業形態により事業を効果的・効率的に実施します。事業の内容は、地域活動支援センター事業・移動支援事業・コミュニケーション支援事業・日常生活用具給付・相談支援事業、成年後見制度などがあります。

●特別支援教育

障がいを持つ児童・生徒の自立と社会参加を支援するための教育。平成19年4月の学校教育法一部改正により、これまでの障がい種（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・虚弱体質など）に加え、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などが加わりました。

【な行】

●日常生活用具給付

在宅の重度の障がい者（児）に対し、日常生活を容易にするために生活用具を給付する制度です。

●ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、地域の中で同じように生活を営める社会が通常の世界であるという考え方。

【は行】

●発達障害

発達障害は、平成16年12月10日制定の発達障害者支援法で、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義されています。

●バリアフリー

段差解消やスロープの設置など、障がい者や高齢者の生活に不便な障がいを取り除こうという考え方。

●バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称で、高齢者・障がい者・妊婦・傷病者などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設および広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めています。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、民間事業者や地方公共団体などが一定の割合の障がい者を常用労働者として雇用することが義務付けられています。

●補装具給付

障がい者に対して、必要な機能を得るため、義肢、車椅子、補聴器等の交付または修理を行います。

●ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人と受けたい人が対等な立場で関わり、ボランティア本来の「共に生き、共に育ち、共に喜びを感じられる」ように、ボランティア活動に関する相談や活動をしたい人と受けたい人との調整などを行う機関。正式名称は「登別市ボランティアセンター」であり、登別市社会福祉協議会内にあります。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、各市町村に置かれる民間奉仕者です。担当地域内の生活に困っている人や障がい者、高齢者、児童などの相談に応じ、必要な助言、支援などを行います。

【や行】

●養護学校

心身に障がいのある児童や病弱児に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行い、その障がいを補うために必要な知識、技能等を養うことを目的とする学校。

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無や高齢であることなどの関わらず、全ての人が安全かつ容易に利用できるように、製品、建造物、生活空間及び移動手段などをデザインすることをいいます。

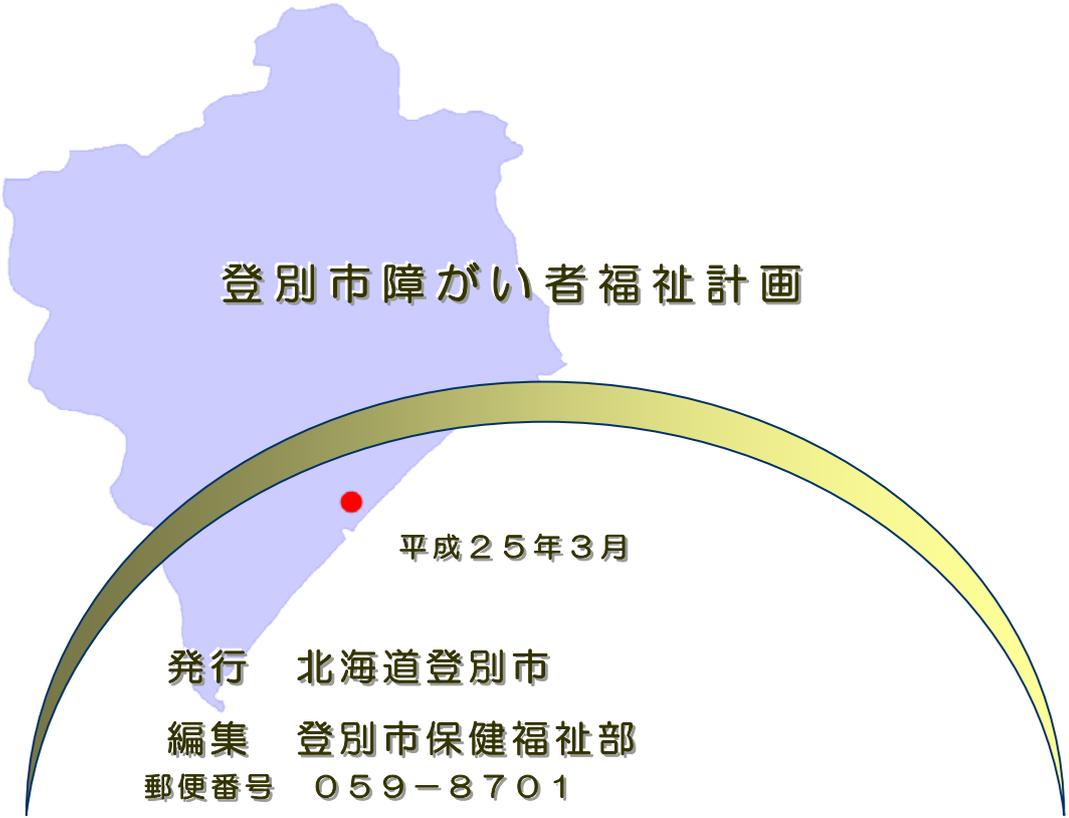
【ら行】

●ライフステージ

人間の一生における年代ごとの段階のこと。

●リハビリテーション

障がいのある人が、再び社会生活に復帰するための総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のほか、精神的な回復訓練も含まれます。



登別市障がい者福祉計画

平成25年3月

発行 北海道登別市

編集 登別市保健福祉部

郵便番号 059-8701

住所 登別市中央町6丁目11番地

電話番号 0143-85-2111（代表）